

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



もくじ 目次

せいかつ ほ ご 生活保護とは	P2
せいかつ ほ ご う なが 生活保護を受けるまでの流れ	P3
ほ ご しゅるい 保護の種類	P9
ほ ご じゅきゅう ほしょう けんり 保護を受給したら保障されること(権利)	P10
ほ ご じゅきゅう まも ぎ む 保護を受給したら守っていただくこと(義務)	P11
ほ ご じゅきゅう とど で 保護を受給したら届け出ていただくこと	P13
ちりょう う 治療を受けるとき	P15
ほう もと しどう し じ 法に基づく指導・指示	P18
ほ ご ひ へんかん もと 保護費の返還が求められるとき	P19
ほ ご ひ ちょうしゅう もと 保護費の徴収が求められるとき	P20
ほ ご う 保護が受けられなくなるとき	P21
げんめんせ い ど 減免制度	P21
ほ ご ひ う と 保護費の受け取り	P22
ち く たんどういん 地区担当員(ケースワーカー)	P22
せいかつ ほ ご じりつ ひつよう てつづ 生活保護から自立されたときに必要な手続きについて	P24

せいかつほ ご 生活保護とは

わたし いっしょ あいだ びょうき しつぎょう かぞく りべつ
私たちの一生の間には、病気やケガ、失業、家族との離別などさまざま
じじょう しゅうにゅう しさん じしん ちから
ざまな事情で収入や資産がなくなり、ご自身の力だけではどうしても
せいかつ
生活できなくなってしまうことがあります。

せいかつほ ご にっぽんこくけんぱうだい じょう りねん もと くに せいかつ こんきゅう
生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮
こくみん たい こんきゅう ていど おう ひつよう ほ ご おこ
するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、
さいてい いげん せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく
最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように
えんじょ もくべき せいど
援助することを目的とした制度です。

むさべつびょうどう げんり せいかつほ ご ほう だい じょう
(無差別平等の原理／生活保護法 第2条)

さいてい せいかつほ しょう げんり せいかつほ ご ほう だい じょう
(最低生活保障の原理／生活保護法 第3条)



せいかつほ ご う なが 生活保護を受けるまでの流れ

せいかつほ ご しんせい こくみん けんり
りゆう せいかつ こま かた
生活保護の申請は国民の権利です。さまざまな理由で、生活にお困りの方

ふくしじむしょ そだん
せいかつほ ご ふく かだいかいいけつ む
は、福祉事務所に相談してください。生活保護を含め、課題解決に向けて

しえん そだんないよう ひみつ まも
あんしん
支援します。また、相談内容について秘密は守られますのでご安心ください。

– 生活保護を受けるまでの流れ –

1

そだん しんせい 相談・申請

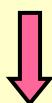
こま じょうきょう ふくしじむしょ そだん
お困りの状況などを福祉事務所にご相談ください。
せいかつほ ご きぼう かた しんせいしょるい ていしゅつ
生活保護を希望する方は、申請書類を提出します。



2

ちょうさ しんさ 調査・審査

せいかつほ ご しんせい ふくしじむしょ しょくいん せいかつ
じょうきょう き いえ ほうもん
生活保護を申請すると、福祉事務所の職員が生活
じょうきょう き いえ ほうもん
状況をお聞きするために、あなたの家を訪問します。
しさん ちょうさ おこな せいかつほ ご しえん
また、資産などの調査を行い、生活保護による支援
ひつよう しんさ
が必要かを審査します。



3

けってい かいし 決定・開始

せいかつほ ご じゅきゅう き ほ ご ひ しきゅう じりつ
生活保護の受給が決ると、保護費の支給や自立
む しえん はじ
に向けた支援が始まります。

なが
それぞれの流れについて、くわしく説明します。

1

相談・申請

■ 相 談

生活に困っている、生活保護を受けたいと思ったら、福祉事務所に相談

してください。相談では、面接相談員があなたの抱えている困りごとや、

生活状況を伺います。生活保護制度を詳しく

お聞きになり、生活保護を希望するときは

申請してください。



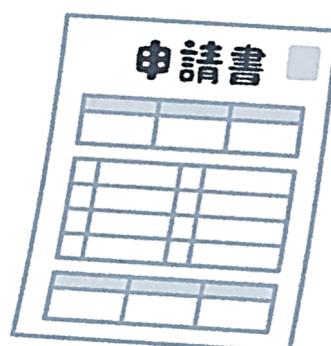
■ 申 請

生活保護の申請は、申請書類に記入し、提出してください。また、申請に

併い、資産や収入のわかる書類など審査に必要な書類を求める場合が

あります。

※来所が難しいときは電話でのご相談も
お受けしております。



申請保護の原則

<生活保護法第7条>

保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請によって開始するものとする。ただし、要保護者が生死にかかるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所の判断で本人の申請が無くても保護を行うことができる。

2

調査・審査

■ 調査

生活保護を申請されると、福祉事務所職員が、家庭訪問による実態

調査のほか預貯金などの資産や扶養義務者などに関する調査をします。

●資産調査●

預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、
高価な貴金属など売却や活用が可能
な資産がある場合には、資産を売却し
て
最低生活費に
充てていただく
こともあります。



●能力の活用●

働ける方は、その能力に応じて働く
必要があります。ただし、病気等の
理由で働けない方
は、それらの解決を
優先します。



●扶養義務●

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の
扶養義務のある方からの援助を受ける
ことができる場合は受けてください。DV
(家庭内暴力)や虐待など特別な事情
がある場合は、親族への照会を見合わ
せるなどの配慮をします。

●他制度の活用●

生活保護以外に、年金、児童扶養
手当、傷病手当金、失業給付金などの
他の法律や制度で活用できるものが
あれば活用していただきます。





扶養義務者からの扶養は保護に優先しますが、例えば同居していない親族に相談してからでないと申請できないということはありません。また、扶養照会は機械的にすべての扶養義務者に照会するものではありません。「扶養の義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会は行わない取り扱いとなります。

補足性の原理

<生活保護法第4条>

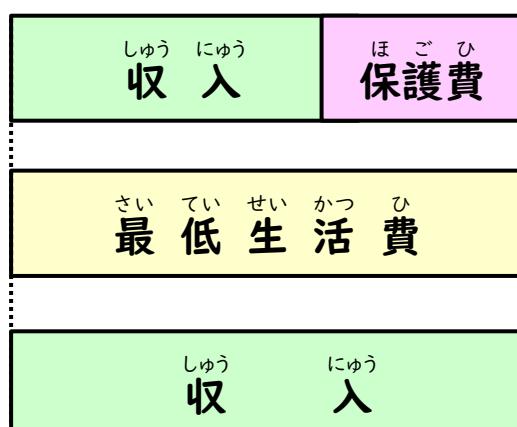
保護は、利用できる資産や年金、給付金など他の制度による給付、働く能力などあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。民法に定める親子などの扶養義務者からの援助は生活保護に優先して行われるものだが、急迫した理由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

■ 審査

さまざまな調査をしたあと、生活保護が受けられるかの審査を行います。

一緒に生活している人を一つの世帯として、その世帯の「最低生活費」と「すべての収入」を比較して、保護の要否を決めます。

保護が受けられる場合



しゅうにゅう
さいいていせいかつひ
収入が最低生活費

したまわ
ばあい
を下回る場合

保護が受けられない場合

しゅうにゅう
さいいていせいかつひ
収入が最低生活費

うわまわ
ばあい
を上回る場合

さいていせいかつひ ねんれい かぞくこうせい もと くに さだ きじゅん けいさん
最低生活費とは、年齢・家族構成などを基に、国が定めた基準により計算

せたい ひとつき あいだ ひつよう さいいかつひ
されたその世帯が一月の間に必要とする生活費です。

しゅうにゅう きゅうよ しょうよ おんきゅう ねんきん かくしゅて あて ほけんきん そうぞく えんじょ
また、収入とは、給与・賞与・恩給・年金・各種手当・保険金・相続・援助・

しおく ぞうよ しさん ばいきやくえき きんせんしゅうにゅう こめ やさい
仕送り・贈与・資産の売却益などのあらゆる金銭収入、米や野菜などの

ぶっびん ふく
物品も含みます。

世帯単位の原則 <生活保護法第10条>

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

はたら え しゅうにゅう きそこうじょ しゃかいほけんりょう さひ
なお、働いて得た収入からは基礎控除、社会保険料などを差し引いて

さいていせいかつひ けいさん はたら しゅうにゅう え ばあい さひ
最低生活費を計算します。したがって、働いて収入を得た場合、差し引いた

かくしゅこうじょ ほごひ あ じぶん さいいかつひ ふ
各種控除を保護費と合わせれば自分の生活費は増えることになります。

○収入がない場合

さいていせいかつひ ほごひ
最低生活費 = 保護費

○収入(年金、各種手当など)がある場合

ねんきん かくしゅて あて
年金、各種手当

ほごひ
保護費

○収入(就労収入など)がある場合

しゅうろうしゅうにゅう
就労収入

きそこうじょ
基礎控除

ほごひ
保護費

きそこうじょ
基礎控除

基準及び程度の原則	<生活保護法第8条>
保護は、その世帯の構成、年齢、居住地など、国の定める基準に照らして、世帯の収入や貯え、資産などを活用してなお満たすことのできないときは、足りない分を補う程度において行われる。	
必要即応の原則	<生活保護法第9条>
保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。	

③ 決定・開始

生活保護の申請結果は、通知書にてお知らせします。

生活保護が開始となれば、自立に向けた支援が開始されます。保護の決定に不服のあるときは、大阪府に不服審査の申し立てをすることができます。



■ 外国籍の方については生活保護法に準ずる保護の適用となります。

■ 現役暴力団員およびその家族は保護の適用を受けることができません。

ほ ご しゅるい
保護の種類

せいかつ ほ ご せいかつ じゅうたく きょういく かいご いりょう しゅつさん せいぎょう そうさい
生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の 8

しゅるい ふじよ
種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 食費・衣類・光熱費・介護保険料など
- 入院が1ヶ月を超えると「入院患者日用品費」に
変更となり、居住の生活費より減額となります。
- 11月から3月までは、冬季加算がつきます。
- 12月には、期末一時扶助があります。
- (2) 住宅扶助 家賃・地代（一定の上限があります）
- (3) 教育扶助 義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
- (4) 介護扶助 介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに、
必要な費用など
- (5) 医療扶助 保険診療に該当する医療費
- (6) 出産扶助 出産のための費用
- (7) 生業扶助 高等学校などの就学費用など
仕事をするために必要な資金や技能の修得費
- (8) 葬祭扶助 葬儀のための費用

ほ ご じゅきゅう ほしょう けんり 保護を受給したら保障されること(権利)

ほ ご じゅきゅう い か ほしょう
保護を受給すると、以下のことが保障されます。

(1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、

ほ ご う ほ ご
保護を受けられなくなることはありません。

(2) 保護費や保護の物品に対して税金をかけられたり、

さ お ほ ご ぶっぴん たい ぜいきん
差し押さえられたりすることはありません。

(3) 保護の決定処分に不服のあるときは、

ふ ふくしんさ もう た ほ ご
不服審査の申し立てをすることができます。

不利益変更の禁止

<生活保護法第 56 条>

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはない。

公課禁止

<生活保護法第 57 条>

被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

差押禁止

<生活保護法第 58 条>

被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえされることがない。

ほごじゅきゅう まも ぎむ 保護を受給したら守っていただくこと(義務)

ほごじゅきゅう いか まも
保護を受給したら、以下のことを守っていただきます。

(1) ほごけんり たにん ゆず わた
保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(2) じりつ せいかつ つき どりょく
自立した生活をしていけるように、次のような努力をしてください。

① はたら のうりょく おう はたら きぼう かた
働く人は、能力などに応じて働いてください。希望する方は

ほんし ざいせき しゅうろうしえんいん
本市の「くらしごとセンター」に在籍する就労支援員によるサポート

う こべつめんだん なか しゅうろうかいし
を受けることができます。個別面談の中でのアドバイスや、就労開始

む せっせきよくてき しえん おこな しやくしょない
に向けて積極的な支援を行っています。また、市役所内のハローワ

ークコーナーを利用することもできます。

ねっしん きゅうしょくかつどう おこな かた かつどう ともな こうつうひ
なお、熱心に求職活動を行っている方には、活動に伴う交通費を

しきゅう ぱあい しゅうしょく せいかつ ほご ひつよう
支給できる場合があります。また、就職したことで生活保護が必要

かた ようけん み ちょくご せいかつ ささ
でなくなった方には、要件を満たせばその直後の生活を支えるため

きゅうふきん しゅうろうじりつきゅうふきん しきゅう
の給付金(就労自立給付金)が支給されます。

② びょうき かた いし し じ したが ちりょう う
病気の方は医師の指示に従い、治療を受けるようにしてください。

けんこうしんだん じゅしん けんこうかんり つと
また、健康診断の受診などにより健康管理に努めてください。

(3) せいかつひ しゅうし はあく しじゅつ せつやく はか せいかつ
生活費の収支を把握するとともに支出の節約を図り、生活の

維持、向上に努めてください。場合によっては金銭の使い方について

て、生活費の収支状況をお聞きすることができます。

(4) 資産の保有には、制限があります。

① 自動車、オートバイは要件を満たさないと保有はできません。また、

他人名義の自動車、オートバイの使用は原則、認められません。

② 高額な生命保険の加入は認められません。

③ 高額な貴金属類などの保有は認められません。

④ 申請後に活用・売却あるいは処分するよう判断された資産は、福祉

事務所の指示に従い早急に必要な手続きを進めてください。



譲渡禁止

<生活保護法第 59 条>

保護または就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

生活上の義務

<生活保護法第 60 条>

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

ほ ご じゅきゅう とど で
保護を受給したら届け出でていただくこと

つぎ 次のようなときには、かならず届け出でてください。

(1) 収入を受け取ったとき。

しゅうにゅう とどけで おく ただ ほ ご ひ けいさん はたら
収入の届出が遅れると、正しい保護費の計算ができなくなります。働
いている方は収入が変わらなくても、給与明細を添えて「収入申告書」
まいつきとど で ふくしじむしょ はたら はんだん かた
を毎月届け出でてください。なお、福祉事務所から働くと判断された方は
しゅうにゅう まいつき きゅうしょくかつどうじょうきょう しゅうにゅうしんこくしょ ていしゅつ
収入がなくても、毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出しなけれ
ばなりません。それ以外の方についても提出依頼があれば、「収入
しんこくしょ ていしゅつ
申告書」を提出していただきます。
しんこくたいしょしゃ こうこうせい ふく はたら かたぜんいん
申告対象者は高校生を含め働いている方全員となります。また、
ていききてき そうふ しさんしんこくしょ とう わす ていしゅつ
定期的に送付する『資産申告書』等も忘れずに提出してください。



こうこうせい だい さいみまんこうじょ ひつようけいひどう こうじょ
高校生のアルバイト代については、20歳未満控除や必要経費等が控除されま
す。さらに、修学旅行費や学習塾の費用、クラブ活動費の不足分、早期に生活
ほ ご じりつ けいひ だい こうじょ ばあい
保護から自立するための経費などについても、アルバイト代から控除される場合
じぜん ちくたんどういん そくだん
がありますので、事前に地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。

(2) 住所を変えるとき。(からならず事前に相談してください。)

(3) 家賃・地代が変わるとき。

(4) 家族に変わったことがあったとき。

例) 出生・死亡・転入・転出・入学・退学・転校・休学・卒業

病気・家出・事故・結婚・入院・退院など。

(5) 仕事を新しく始めたり、やめたり、かわったとき。

例) 就職・転職・休職・失業・廃業など。

(6) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を取得・喪失した場合や等級に変更があった場合は報告してください。

(7) 社会保険の資格を得たとき、または喪失したとき。

(8) その他、帰郷等で一定期間不在にするなど生活状況に変更があったとき。(特に海外に渡航する際は、必ず事前に届出が必要です。)

(9) 交通事故にあったとき。



届出の義務

<生活保護法第61条>

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

ちりょう う 治療を受けるとき

(1) 国民健康保険証は使用できません。治療を受ける時には『医療券』が

ひつよう かいしゃ しゃかいほんしよう しょう
必要となります。(会社の社会保険証はそのまま使用できますが、この
ばあい いりょうけん ひつよう
場合でも『医療券』が必要です。)

はじ しんりょう う とき じゅしん まえ せいかつふくしそうむか
初めて診療を受けようとする時は、受診する前に、生活福祉総務課
まどぐち いりょうけん しんせい こうふ う
窓口で医療券の申請をしてから交付を受けてください。



いりょうきかん いりょうけん いりょうひよう いたんぜんがくじ こふたん
医療機関によっては、医療券がないと医療費用を一旦全額自己負担してい
ごじつ いりょうけん ていしゅつ かんぶ てつづ ぱあい かなら
ただき、後日、医療券を提出してから還付の手続きとなる場合があります。必

いりょうけん も じゅしん
ず医療券を持って受診してください。

いっていきかんけいぞく ついいん ぱあい しゅじい いけん もと いりょうけん
なお、一定期間継続して通院する場合は、主治医の意見に基づき医療券を
ちょくせつびょういん ゆうそう まどぐち こうふ う ひつよう
直接病院に郵送することとなりますので、窓口で交付を受ける必要がなくな
ります。詳しくは地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。

- (2) 治療は生活保護指定医療機関で受けてください。生活保護の指定を受けていない医療機関では医療券は使えません。市内の指定医療機関は、別途指定医療機関名簿で確認してください。市外の医療機関で受診する場合は事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。
- (3) 夜間や休日、緊急の場合等で、医療券の交付を受けられない場合は、医療機関の受付で高槻市の生活保護を受給していることを伝え受診してください。地区担当員（ケースワーカー）への連絡も忘れずに行い、受診後はできるだけ早く医療券の申請を行ってください。
- (4) 整骨院等の施術を受けられる場合は医療券が使えません。保険適用となる病状の治療の一環として、施術を受けることが認められる場合がありますので、必ず事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。リラクゼーションや癒し目的では受けられません。
- (5) 同じ病気で二つ以上の病院へ受診することはできません。
- (6) 主治医の診断と指示に従って受診してください。
- (7) 医療機関に通院するなどの際に交通費が必要な場合には、事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。
- (8) 医師や歯科医師が後発医薬品〔ジェネリック医薬品〕を使用することを認めている場合には、原則として後発医薬品〔ジェネリック医薬品〕

が調剤されます。

- (9) 精神自立支援医療など、各医療制度に該当する場合は速やかに
手続きをしてください。

- (10) 小・中学校の歯・眼・耳など一部の治療は学校保健安全法の適用
がありますので医療券は使えません。医師に確認してください。

例) 虫歯、結膜炎、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、とびひ、白癬など

- (11) 日頃の経過観察や体調不良時には、近隣の診療所などの「かかりつけ医」で、身近な医療相談や治療が受けられます。大病院を受診される際は緊急時などやむを得ない場合を除き、原則として「かかりつけ医」の紹介状を持って受診するようにしてください。

【市内の大病院】

愛仁会リハビリテーション病院・大阪医科大学病院

大阪医科大学三島南病院・第一東和会病院・高槻赤十字病院

高槻病院・北摂総合病院 (50音順)

- (12) その他、治療に関するることは事前に地区担当員(ケースワーカー)に
相談してください。



法に基づく指導・指示

福祉事務所からの指導・指示は、生活の維持・向上その他保護の目的

達成のために生活保護法に基づいて行うものであるので、これに従ってください。

例えば、働く能力があるにも関わらず働かない場合や、通院が必要であるにも関わらず通院をしない場合、生活の維持向上・その他保護の目的達成のために必要と判断される場合は生活保護法第27条に基づき、指導指示を行います。

指導及び指示

<生活保護法第27条>

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

指導又は指示に従う義務

<生活保護法第62条>

被保護者は、保護の実施機関が、保護施設への入所等を決定したとき、又は法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときはこれに従わなければならない。

保護の実施機関は、被保護者が指示等に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

ほ　ご　ひ　　へんかん　もと

保護費の返還が求められるとき

つうじょう　ほ　ご　ひ　　へんかん　ひつよう　さ　せま　じじょう
通常、保護費は返還する必要はありませんが、差し迫った事情のため、

し　さん　しゅうにゅうとう　かか　ほ　ご　う　ば　あい　しきゅう
資産・収入等があるにも関わらず、保護を受けた場合には、すでに支給され

ほ　ご　ひ　　いりょうひ　　かい　ご　ひ　　ふく　へんかん
た保護費（医療費や介護費を含む）をすみやかに返還しなければなりません。

たとえば次のような場合です。

- 保有の認められない不動産（土地、家屋）などが売却できたとき。
- 生命保険などの解約返戻金を受け取ったとき。
- 各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- 交通事故などの示談金、補償金などを受け取ったとき。

費用返還義務

<生活保護法第63条>

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

ほ ご ひ ちょうしゅう もと 保護費の徴収が求められるとき

いつわりの申請や申告、その他不正な手段で保護を受けたときは、その間に受けた保護費（医療費や介護費を含む）を徴収します。場合によっては生活保護法第85条の規定により罰せられることもあります。また、不正受給の場合、徴収金額に100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せし、徴収することがあります。福祉事務所は、収入の状況を客観的に把握するために、年に1回課税の状況を調査し、不正受給の未然防止や早期発見に努めています。

費用の徴収	<生活保護法第78条>
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。	
罰則	<生活保護法第85条>
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。	

なお、生活保護法第63条の費用返還や生活保護法第78条の費用徴収などにおいて、地区担当員（ケースワーカー）が直接、被保護者の方から金銭を受領することはありません。

もし、そのような出来事があった場合には、お手数ですが福祉事務所までご連絡ください。

ほ ご う 保護が受けられなくなるとき

しゅうにゅう せいかつ ほ ご さだ さいてい せいかつひ うわまわ ばあい
収入が、生活保護で定める最低生活費を上回るようになった場合の ほ
か、次のような場合に保護が受けられなくなることがあります。

- (1) 福祉事務所が法律に基づき必要な指導または指示を行ったにもか
かわらず、それを守らなかったとき。
- (2) 保護の決定または実施のために必要な立入調査を、正当な理由なく
拒んだり、妨げたりしたとき。
- (3) 保護の決定または実施のため必要であり、福祉事務所が指定する
医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないとき。

げんめんせ いど 減免制度

こていしさんぜい しふみんぜい けいじどうしゃぜい こくみんねんきんほけんりょう ほいくりょう がくどう
固定資産税、市府民税、軽自動車税、国民年金保険料、保育料（学童
ほいく ほいくしょ せいそうてすうりょう にようしゅうしゅうりょうきん げんめんせ いど
保育・保育所など）、清掃手数料（し尿収集料金）などについて減免制度
があります。また、NHK受信料はNHKの規定による減免制度があります。

こくみんねんきんほけん せいかつ ほ ご じゆきゅう ほけんりょう ほうていめんじょ
国民年金保険については、生活保護を受給すると、保険料の法定免除を
しんせい しみんかこくみんねんきん ほうていめんじょ てつづ
申請することができます。市民課国民年金チームにて、法定免除の手続き
をしてください。

ほ ご ひ う と 保護費の受け取り

し きゅう 支給カードでお知らせしている振込日に、届け出た口座に振り込まれます。

きんがく 金額がかわるときは、保護変更決定通知書を送ります。(変更のない場合は

おく 送られません。)なお、事情によっては、保護費を窓口でお渡しする場合もあります。

ち く たんとういん 地区担当員(ケースワーカー)

(1) 地区担当員(ケースワーカー)は、保護の相談に来られた方の相談を

う 受けたり、適切な支援・援助を行うために定期的に家庭を訪問し、

し さん じょうきょう 資産状況や健康状態などを調査するために立入調査を実施します。

せいかつ ほ ご また、生活保護を受給していただくうえで必要な収入や生活状況、

びようじょう つういんじょうきょう 病状、通院状況などについて質問をしますが、個人の秘密を守ること

は法律で義務付けられていますので、安心して正直にお答えください。

なお、正当な理由がなく訪問を拒んだり、いつわりの申し立てをしたと

きは、法律に基づき指導、指示が行われることがありますので注意し

てください。訪問時に不在のときには連絡票等を投函することがあります

す。連絡票等を確認されたら、地区担当員(ケースワーカー)に連絡するなど速やかに記載されていることを守っていただきますようお願いします。

- (2) 保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活できるようになるには、どうすればいいのか一緒にになって考えます。困っていることや、わからないことがあれば相談してください。
- (3) このほかに、福祉事務所の協力者として民生委員がいらっしゃいます。お住まいの地域の民生委員が分からぬ場合は、地区担当員(ケースワーカー)に気軽に相談してください。



せいかつ ほ ご じりつ ひつよう てつづ
生活保護から自立されたときに必要な手続きについて

- (1) 安定した職業に就いたことで生活保護から自立されたとき、要件を満たせば給付金（就労自立給付金）が支給される場合がありますので、生活福祉支援課で相談・申請の手続きをしてください。
- (2) 会社の健康保険に未加入あるいは扶養されていない方は、国民健康保険課で国民健康保険の加入手続きをしてください。
- (3) 高齢者、障がい者、ひとり親世帯など該当する方は各窓口で各種医療制度の加入手続きをしてください。
- (4) 国民年金保険料の納付が困難な方は、市民課国民年金チームで免除申請の相談や手続きをしてください。
- (5) 小・中学校の子どもがいらっしゃる方は、保健給食課で就学援助の相談や手続き、保育料（学童保育・保育所など）の支払いが困難な方は、子ども政策課・保育幼稚園事業課へ相談や手続きをしてください。
- (6) 公営住宅にお住まいの方は、各窓口で家賃の減額などについての相談や手続きをしてください。

(7) 固定資産税、市府民税、軽自動車税の非課税措置や NHK放送
受信料の免除、清掃手数料(し尿収集料金)について、生活保護で
の減額は受けられなくなりますので、各窓口へ生活保護を受けなくな
った旨の連絡が必要です。

ご不明点があれば、
お問い合わせください。



このしおりは、生活保護の取り扱いについて、そのすべてをもれなく
説明したものではありません。具体的な問題については、地区担当員
(ケースワーカー)に相談してください。

地区担当員 (ケースワーカー)	
電話番号 (直通)	072-674-

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 16番窓口

高槻市役所 福祉事務所 生活福祉支援課

電話番号 072-674-7175

生活福祉総務課

電話番号 072-674-7177

令和7年11月改訂